

鉄骨工事 Q&A	検査	受入検査	制定	2014年6月1日
			改訂	2019年4月1日

Q. 工場の社内UT検査で不適合となり補修した箇所について、施工者へ報告する必要があるか？

A.

鉄骨製作工場の社内検査は加工の各段階で自主的に行う検査であり、

- ① 設計品質を満足していることを発注者に保証するため
- ② 自主管理を行い、品質の維持・向上を計るため

に行うものです。

そして鉄骨製作工場は社内検査不適合箇所については補修し、補修後の検査で適合であることを確認する必要があります。

一方、受入検査は、施工者が鉄骨製品を受け入れる際に、実施する検査を指します。

施工者は、社内検査が完了した製品に対して受入検査を実施し、これに適合したものを受け入れます。

従って、鉄骨製作工場は、社内検査における不適合箇所を施工者へ報告する必要はありません。但し、補修方法については、製作要領書に記載させ、工事監理者の承認を得ておく必要があります。

なお、JASS6では、超音波探傷検査のロットの処置に関連して、「…いずれの検査でも検出された不適合の溶接部は、すべて補修を行い、再検査して適合とならなければならない」としています。

受入検査での超音波探傷検査は一般的に抜取検査になりますので、社内検査時に不適合となって補修した箇所を受入検査時に検査するとは限りません。例外として、不適合箇所が補修されたことを確認するため、受入検査時に社内検査不適合補修箇所を確認する場合があります。

本Q&A

A-4-11 「社内検査と受入検査の違いは？」

A-4-12 「第三者検査会社の発注・契約は誰が行うのか？」

も参考にして下さい。